



《北京便り》 中国特許出願の奨励制度

この度は、皆さんに中国特許^(※)出願の奨励制度について、簡単にご紹介したいと思います。

中国は、国を挙げて特許出願を推進しており、国や行政が行う助成制度以外に、特許奨励制度があります。特許奨励賞の選出および授与は毎年一度行われ、これまでに14回を数えました。今年で15回目を迎えます。

2011年の例で言うと、発明金賞15件、意匠金賞5件、発明優秀賞178件、意匠優秀賞35件の計233件が表彰されました。同年4月29日、中国知識産権局が募集を開始し、締切日(6月17日)までの2ヶ月弱で、応募総数は697件となりました。分類の内訳は、発明517件、実用新案70件、意匠110件。推薦機関に拠る内訳は、各地方の知識産権局379件、國務院所属の中央官庁164件、中国科学院・中国工程院(ともに、國務院直属の最高研究機関)70件、各業界協会84件となりました。まず、予備審査が行われ、上記697件のうち585件が通過し、7月15日に公告されました。公

告された特許について、7月29日までに異議申し立てがなかった、または異議申し立てが成立しなかった特許は、次のステップへと進みます。選出作業は「経済的、社会的効果および市場成長の見通し」という観点からの評価となります。

中国の特許奨励は、以下の要領で行われます。

●特許奨励への応募条件

中国知識産権局が特許査定した特許案件であり、且つ以下の条件を満たす必要がある。

- ・前年12月31日前(当日特許公告されたものを含む)に査定された発明、実用新案、意匠。ただし、防衛関連の特許、秘密特許は含まない。
- ・特許権が安定していること、技術またはデザインがハイレベルであり、既に良好な経済効果を生み出している、または社会貢献しているもの。
- ・過去に表彰されていないもの。
- ・特許権の帰属が明確であり、法的紛争がないもの。
- ・いずれの特許権者も奨励制度応募に同意しているもの。

●必要書類

- ・推薦機関による推薦書
- ・書面による応募申込書(特許証の写し、勝訴判決書の写し、またはその他証明書類)
- ・カラー写真の電子データと当該特許の製品、模型、図面または写真など

●注意事項

- ・1特許案件につき、1件の応募とする。
- ・実用新案および意匠については、必要書類



に調査報告書を添付すること。添付できない場合は、応募を認めない。

- ・意匠については、毎年メイン分野が定められる。

(ちなみに、2011年の場合は、家電、通信関連製品と部品、交通、照明、日用品、レジャー用品、機械、工具などでした)

●評価基準

(発明、実用新案)

- ・新規性・進歩性に優れ、高い技術レベルであること。
- ・発明に関しては、当該分野において、技術課題解決のキーポイントが含まれており、重要な技術課題への貢献度が高いものであること。当該分野の技術進歩と産業構造改善に影響をもらたすであろうもの。
- ・実用新案に関しては、当該分野において、技術革新および次世代製品への貢献度が高いものであること。当該業界の技術成長を促すものであること。
- ・当該製品市場の次世代化競争力を高め、突出した経済的効果または社会的利益をもたらし、将来性を持つもの。
- ・権利の運用と保護措置に対して、権利者・実施権者が積極的であり、顕著な効果をあげていること。

(意匠)

- ・形状、図案、色彩における独自性を持ち、当該製品市場において、突出したデザイン性を持つこと。
- ・デザイン理念がきちんと表現されていること。製品の安全性、優れた実用性、環境保全への配慮、健康的なライフスタイルの提案などを特長とすること。
- ・当該製品市場の次世代化競争力を高め、突出した経済的効果または社会的利益をもたらすであろうこと。
- ・権利の運用と保護措置に対して、意匠権者が積極的であり、顕著な効果をあげていること。

上記評価基準をもとに選出を行うと、中国知識産権局は優秀特許の発明者(考案者、創作者)に奨励賞の賞状を、特許権者にはメダルを授与します。特許権者は、当該製品に奨励賞の名称、授与年月日を明記することができます。

万が一、奨励賞が授与された特許の応募書類に不正が見つかった場合、評価事務局によって奨励賞の取り消しが言い渡され、賞状およびメダルは回収されることとなります。それが法的責任に及ぶものであった場合、法的措置が採られます。

中国知識産権局は、継続して、特許奨励賞が企業へ与える影響力を追跡調査しています。そして、市場競争力を高めていること、特許の実用化や研究開発を促進していること、企業の自主開発能力および知的財産の管理が強化されていること、優秀な人材が確保されていることなど、あらゆる面で顕著な成果をあげていることが分かっています。また、中国知識産権局が行った調査によると、奨励賞が授与された企業の98%が発明者(考案者、創作者)に対して奨励金を与えていること、83%が特許管理部門を設けていること、90%が特許研修を行っていることなどが明らかになっており、中国企業の知財戦略の取り組みが見えてきています。

(※：本章でいう「特許」とは、発明、実用新案、意匠をさします。)

翻訳・編集：梶本光恵

筆者紹介

葛 厚生 (Kenny Ko)

GIP China Corporation 総経理。

台湾・台北市生まれ。台湾大学卒業。専門分野は電気。米国のロースクールを経て、ニューヨーク州弁護士資格取得。北京の中国専利代理事務所にてCross-border IP事業部マネージャーとして渉外案件(特許出願、無効審判、特許性判断、侵害調査、契約書リーガルチェック等)の実務および欧米市場開拓を担当。2013年5月より現職。「身内のように親身に、且つ他人のように冷静に」をモットーとしている。